

議案第76号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年12月23日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「教育公務員特例法」及び「幼稚園教育職員の給与に関する条例」の改正に伴い、校務類型に応じて支給することとされたため、規定整備を行う。

## 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「義務教育等教員特別手当」を「次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条第2項中「。」の次に「であって、次条に規定する校務を分掌するもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（校務の種類）

第2条の2　条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。

## 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○義務教育等教員特別手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第20号 (義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 <u>次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当</u>の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に定める額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に定める額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）<u>であって、次条に規定する校務を分掌するものの義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u> <u>（校務の種類）</u></p> <p><u>第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類</u></p>	<p>○義務教育等教員特別手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第20号 (義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 <u>義務教育等教員特別手当</u>の月額は、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に定める額（その者が、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるときは、その者の属する職務の級に対応する同表に定める額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による義務教育等教員特別手当の月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 <u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<u>は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。</u>	
<u>附 則</u>	
<u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u>	